# 令和5年度事業計画書

# 1. 基本方針

シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の維持・発展、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

感染拡大から4年目に入った新型コロナウイルスは、本年5月には感染症法上の 分類が「2類」から「5類」へ引き下げられ、大きな転換期を迎えています。

これにより、家庭、職場、地域などのあらゆる場面で日常を取り戻し、社会経済活動の大幅な緩和に踏み出すことになりますが、5類に移行してもコロナが収束するわけではなく、引き続き各自の感染防止対策が求められています。

当センターの会員数は、コロナ禍ではありましたが入会説明会を計画どおり開催することができたため、令和4年度第2次会員100万人達成計画の新目標数値である301人を上回る会員数を確保できる見込みとなっています。

一方、契約金額は、新型コロナウイルスの感染拡大により受注が減少していた民間事業が持ち直しの傾向にあり、全体ではほぼ前年度並みの契約金額を確保できる 見込みとなっています。

一昨年施行された高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正法は、企業に70歳までの就業確保が努力義務化され、シルバー人材センターにとっては人材の高齢化という新たな問題が顕在化しつつあります。

また、令和5年10月からインボイス制度が導入され、これに対応するためのシステム改修や財源の確保が急務となっています。

令和5年度の取り組みは、会員の安全の確保がすべてに優先されることから、「就業時の安全対策の点検と徹底」を最重点とし、シルバー事業の最優先課題である「会員の拡大と就業の拡大」を具現化するために、請負事業、派遣事業における人材の養成、就業の場の確保、積極的な広報活動に取り組んでいく必要があります。

具体的には、「第2次会員100万人達成計画」の目標値達成を継続するため、 身近にシルバー人材センターがあることを町内の高齢者や企業、各家庭に積極的に 周知、広報するとともに、「高齢者活躍人材確保育成事業」を有効に活用すること で効率・効果的に新入会員の確保と就業場所の拡大を図っていきます。

また、互助会活動を通した会員同士の交流の場の確保、会員による一人1会員入会活動の継続実施、新規入会者への速やかな就業機会の提供などにより地域に根ざしたセンターを目指すとともに、地域に潜在化している新たな仕事を開拓し、センターの安定的な事業運営の基盤強化を図ってまいります。

#### 2. 事業目標

1)正会員数	3 2 0	名_
2) 受注件数(受託・派遣)	1, 050	件
3) 受託事業契約額	95, 180	千円
4)派遣事業取扱額	48,000	千円
5) 受託事業就業延べ日数	16, 100	人日
6)派遣事業就業述べ日数	8, 400	人日
(就業延べ日数の合計	24,500	人日)
7) 就業率(正会員)	94.0	%

#### 3. 重点実施事項

- (1) 正会員320名確保への取り組み
  - ア 入会面談の随時実施
  - イ 会員による一人1会員入会活動の実施
  - ウ 速やかな入会承認と早期就業機会の提供
  - エ 就業相談の実施と未就業会員「ゼロ」への取り組み
  - オ 互助会活動を通した魅力あるセンターづくり
  - カ 女性会員の入会促進

#### (2) 就業開拓

- ア シルバー派遣事業の拡大促進
- イ ハローワークなどと連携した新たな就業先、職種の開拓
- ウ 顧客管理の励行によるリピーターの確保
- エ メールによる就業情報の早期提供

## (3) 普及啓発

- ア 事業及び入会説明会を年間30回以上開催
- イ 地域の高齢者を含めた「仲間づくり講習・研修会」の開催
- ウ 就業の幅が広がる講習会等への参加及び資格等の取得可能な講習会 開催の検討
- エ ホームページや広報「いびがわ」による事業 PR、会員募集の実施
- オ 行政機関、県連合会との連携

## (4) 安全・適正就業

- ア 各種の会議における交通安全運動の周知・徹底
- イ 仕事別の安全講習会の開催及び事故防止のための情報提供
- ウ 安全保護具の着装徹底
- エ 作業用機械器具の定期的な確認と点検の徹底
- オ パトロールによる安全・適正就業の啓発
- カ 受注内容の安全確認及び作業時の打合せの徹底(発注者・会員相互)
- キ 受注時の業務内容の仕分けによる適正就業の推進 (受託事業・派遣事業・職業紹介事業の活用)

# (5) 法人運営

- ア 法令順守及び健全経営への取組み
- イ 事務処理等の効率化と経費節減、デジタル化の検討
- ウ インボイス制度及び契約方法の見直しに対する適切な対応

# (6) その他

ア 社会奉仕活動の実施